

大谷ロー丁目周辺地区 不燃化特区

第五版

主要生活道路沿道
のみなさんへ

令和2年3月

主要生活道路沿道
ミニニュース号外

発行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

【お詫びとご報告】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、 事業進捗説明会・相談会の開催を中止いたしました。

新型コロナウイルスの感染症対策として、令和2年2月28日（金）、29日（土）の両日に開催を予定していました不燃化特区事業の事業進捗説明会・相談会を中止とさせていただきます。

中止が急な決定となり、皆さまへのご案内ができませんでしたことをお詫びいたします。

なお、今後の進め方等につきまして、主要生活道路沿道の関係地権者の方を対象とした説明会を春以降に開催する予定です。日程等が決まりましたら改めてご案内させていただきます。

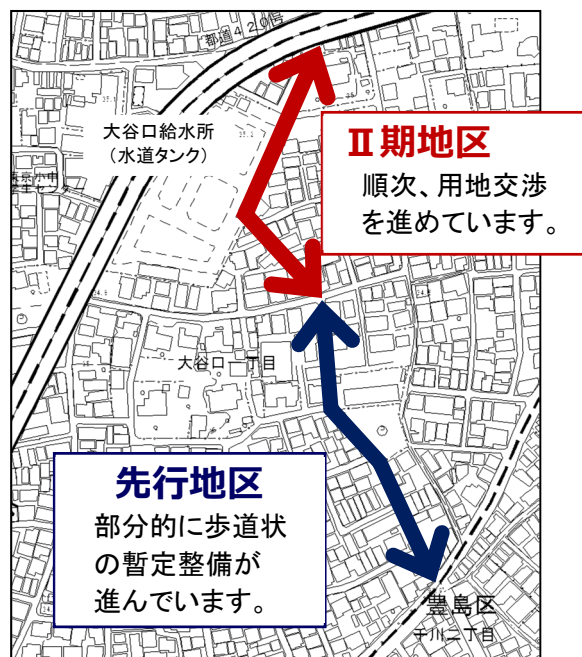
先行地区・Ⅱ期地区の進捗状況のご報告

先行地区・Ⅱ期地区とも、ほぼ建物調査等が完了し、順次補償額のご提示と協議をさせていただきながら用地の買取りを進めています。

現在、先行地区では全体の86%程度、Ⅱ期地区では33%の買取りが完了しています。

引き続き、皆さまのご理解を得ながら建物調査および補償等の協議を進めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。



暫定整備も進めています。少しずつ道路が広がっています。



ご協力
ありがとうございます。
ございます。



助成事業は令和2年度まで

不燃化特区の助成金もご活用ください。
主要生活道路沿道の場合、工事費の助成もあります。

助成対象となるのは、以下の①～③を全て満たしている建築物です。

- ①：主要構造部が木造のもの
- ②：耐火建築物、準耐火建築物（簡易耐火建築物を含む）以外のもの
- ③：耐用年限（木造住宅22年）の2/3を経過したもの

主要生活道路沿道での建替えあるいは建物の除却をする場合、助成と補償との重複はできません。

助成① 除却費用

最大150万円まで助成
※昭和56年6月1日以降の
建物は最大100万円まで

助成② 設計費用

最大100万円まで助成

助成③ 工事費

最大150万円まで助成
※主要生活道路沿道のみ対象

助成④ 管理柵等設置費用

最大25万円まで助成

助成だけでなく、固定資産税や都市計画税を
一定期間減免する制度もあります。

このニュースに関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
電話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp

